

医 政 第 188 号
令和元年 7 月 25 日

一般社団法人静岡県医師会長 様
一般社団法人静岡県歯科医師会長 様
公益社団法人静岡県病院協会長 様
公益社団法人全国自治体病院協議会静岡県支部長 様
静岡県私立病院協会長 様
静岡県精神科病院協会長 様
一般社団法人静岡県臨床衛生検査技師会長 様

静岡県健康福祉部長



「病院又は診療所間において検体検査の業務を委託及び受託する場合の留意点について」の一部改正について（通知）

日頃から本県の健康福祉行政に格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このことについて、別添写しのとおり、厚生労働省医政局総務課長及び厚生労働省医政局地域医療計画課長から通知がありましたので、お知らせします。

今回の改正点は、下記のとおりです。

なお、各病院長あてには別途通知しましたので、申し添えます。

記

1 対象通知

「病院又は診療所間において検体検査の業務を委託及び受託する場合の留意点について」（平成 30 年 11 月 29 日付け医政総発 1129 第 1 号・医政地発 1129 第 1 号）

2 改正箇所

「2 その他留意すべき事項について」の（5）の追加

担 当 医療健康局医療政策課医務班
電話番号 054-221-2417



医政総発0710第1号
医政地発0710第2号
令和元年7月10日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕 殿

厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

「病院又は診療所間において検体検査の業務を委託及び受託する場合の留意点について」の一部改正について

病院又は診療所間における検体検査の業務の委託及び受託については、「病院又は診療所間において検体検査の業務を委託及び受託する場合の留意点について」（平成30年11月29日付け医政総発1129第1号・医政地発1129第1号。以下「通知」という。）において、医療法等の一部を改正する法律（平成29年法律第57号）による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）及び「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（平成30年厚生労働省令第93号）による改正後の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）に基づく検体検査の精度の確保のため基準等を踏まえた取扱いを示したところであるが、今般通知において示した留意点の明確化の観点から、通知を別添のとおり改正することとしたため、その取扱いに遺漏のないよう御配慮いただくとともに、貴管内の関係機関・関係団体等に対する周知をお願いする。



医政総発1129第1号
医政地発1129第1号
平成30年11月29日

各 〔 都道府県知事
保健所設置市長 〕 殿
特別区長

厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

病院又は診療所間において検体検査の業務を委託及び受託する場合の
留意点について

病院が検体検査業務を受託することについては、「病院における検体検査業務の受託について」（平成17年3月15日付け医政総発第0315001号厚生労働省医政局総務課長通知。以下「旧通知」という。）において、病院については、病院本来業務の適正な実施を確保する観点から、「営利を目的としていないこと」、「業として（反復継続して）行っていないこと」、「病院本来の検体検査業務に支障が生じていないこと」という要件を全て満たした場合のみ受託が認められることを原則とした上で、専門性の高い検体検査業務（「①病理学的検査（②に該当するものを除く。）」及び「②検体中の核酸又は遺伝子を対象としたいわゆる遺伝子検査」）については、営利を目的とせず、かつ、病院本来の検体検査業務に支障が生じていない場合には、「業として（反復継続して）行っていないこと」という要件を別途求めないことを示していたところである。

今般、医療法等の一部を改正する法律（平成29年法律第57号）の一部の規定が平成30年12月1日に施行され、同法による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）第15条の3の規定により、病院、診療所又は助産所が検体検査の業務を病院又は診療所（以下「病院等」という。）に委託する場合は、委託先の病院等が検体検査の業務の適正な実施に必要な基準に適合することが求められることとなる。これに関して、検体検査の業務を委託及び受託する際の留意点等については下記のとおりであるので、貴職におかれては、その趣旨を十分に御理解

いただくとともに、その取扱いに遺漏なきようお願いしたい。

なお、本通知の適用日は平成30年12月1日とし、適用日をもって旧通知は廃止する。

記

1 検体検査業務の委託及び受託において遵守すべき事項について

検体検査業務を委託する病院等（以下「委託病院等」という。）及び検体検査業務を受託する病院等（以下「受託病院等」という。）が留意すべき事項は以下のとおりとする。

(1) 検体検査業務の委託について委託病院等が留意すべき事項

委託病院等は、受託病院等が「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（平成30年厚生労働省令第93号）による改正後の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「新規則」という。）第9条の8第1項で定める基準を満たす施設であることを確認すること。

(2) 検体検査の受託について受託病院等が留意すべき事項

受託病院等は、検体検査業務を受託するに当たり、新規則第9条の8第1項で定める基準を満たすこと。

2 その他留意すべき事項について

病院等における検体検査の委託及び受託については、以下の点に留意すること。

(1) 委託病院等においては、委託する検体検査の衛生検査所等への委託の可否を考慮した上で、適切な委託先を検討すること。

(2) 受託病院等においては、本来の検体検査業務に支障を生じない範囲内で受託すること。

(3) 受託病院等においては、非営利性を確保すること。

(4) 受託病院等においては、検体検査業務の再委託は行わないこと。

(5) 受託病院等においては、検体検査業務に係る施設、設備等について、当該業務の受託を主な目的としてあらかじめ設置し、使用することは認められないこと。